

た手続きをすると、年齢が七十九歳であつてもヨリの役割を勤めることができるのである、と仏僧は語つたのである。

この解釈は、コンビ型の靈媒に適用することは困難であると考へられるが、高齢の人物がヨリを担当できる説明としては興味深い。問題は、単独であれコンビ型であれ、六十年代、七十年代、八十年代の者が、靈媒の役割を果たすことができる宗教文化論的な意味づけである。現段階では、高齢の靈媒が存在していることは、体力を消耗しない静のトランスにおいて神靈を憑入しているからである、と見るのが妥当のように思われる。

## 江戸期の伊勢・山田における寺院の変遷 ——寺町の形成と崩壊——

河野 訓

伊勢神宮の二つの正宮のうち、内宮の鳥居前を宇治、外宮の鳥居前を山田という。今回は特に山田で生起した仏教寺院をめぐる江戸時代とその終盤における大変革を取り上げる。

山田においては仏教をめぐつて二度の大きな変革があつた。第一は寛文の大火（寛文十年（一六七〇）十一月二十四日）後の仏教寺院の市街地から郊外への集団移転、第二は明治維新とともになう僧侶還俗（伊勢では「復正」という）と寺院潰滅である。

寛文の大火は鉢屋ノ世古から出火し、山田東部の岡本・小田

橋まで焼き尽くした。（『三方会合記録』、以下『記録』）焼失家屋は五千七百三十四軒を数え、仏教寺院も百八十九ヶ寺が焼失した。直後の十二月、山田奉行である桑山丹後守は焼失寺院の野辺への移転もしくは取り潰しを命じている。翌十一年には移転先として越坂地区、岩淵領前田地区、河崎領東河辺地区、岡本地区が決められ、移転すべき寺院百五十八ヶ寺及び潰すべき寺院も決められた。移転は五月には始まり、翌十二年六月には来る丑年（一六七三）までに移転を終えることが命じられた。『記録』に移転が記録されているのは百二十九ヶ寺であり、十三ヶ寺分は記録が残されていないが、種々の絵図や古記録と照合すると、実際は移転している寺院もあるようである。野辺への寺院の大量移転に伴つて、焼失寺院以外の寺院の移転も命じられた。世義寺本坊及びその二十二の支坊は大火の難は免れたが、時の山田奉行桑山丹後守は世義寺が外宮の宮域に接しているのを憂え、この際に移転するよう命じた。また、寛文十一年中に、類焼した家から坂ノ世古までの家や外宮に近い家は引料を給付されたうえで、退地を命じられた。『記録』には寛文十一年に移転を命じられた寺院以外が先の受入れ地区に移転した記録も残つてゐる。『記録』では延宝元年（一六七三）までに十三ヶ寺の移転が確認され、その初例は寛文十一年三月であり、それは移転を命じられた寺院よりも早い。山田ではこの頃大火が続き、新たに郊外に移転した寺院もあつたと考えられる。こうして、九十六ヶ寺の集中する寺町である越坂地区（内訳は一之木領四十三ヶ寺、宮後領十八ヶ寺、船江領三十五ヶ寺）、十四ヶ寺の岩淵領前田地区、二十六ヶ寺の河崎領東河辺

地区、二十三ヶ寺からなる世義寺が形成された。

一八六七年十月に大政奉還、十一月に王政復古の詔が出され、翌正月からは戊辰戦争も始まつた。そのような中で新政府は三月から神仏分離令を発した。その実質的な全国への波及は地方で区々であるが、宇治・山田は一八六八年七月に度会府となり、府知事橋本実梁及び「仏寺は大小を論ぜず、すべて廃止」を主張する浦田長民らが中心となり、比較的早く、その結果が現れてきた。八月、九月には内宮の鳥居前である宇治で廃寺となる寺が現れた。住民の中には神葬祭を願い出る者が多く、寺院は経済的収入が断たれることにもなつて、十月には住職からの最初の還俗（復正）の願い出が度会府にあつた。以後、神葬祭の出願、宗旨除名が二月にかけて広がり、十二月までに百二十余ヶ寺が還俗願いを出した。度会府下の仏教寺院の動静を記した明治二年四月の『神郡仏寺興廢事略』付「度会府下寺院檢録」には神仏判然令から約一年経つたその当時の復正により廃寺となつた寺院名や残存している寺院名が挙げられている。今、寛文の大火の際に移転した寺院についてみれば、寺町を形成していた越坂地区では三十ヶ寺が三ヶ寺に、岩淵領前田地区は九ヶ寺が五ヶ寺に、河崎領東河辺地区は十一ヶ寺が四ヶ寺となり、もはや寺町の体をなしていない。

本発表は現在、進めている「宗教都市伊勢（宇治・山田）の江戸時代の景観の復元」の一環であり、最終的に目指す研究の成果は景観の復元である。今回の発表は山田を中心とした二度の大きな仏教界の変革に関して、その基礎データの分析を試みたものである。

## 東京都二十三区域西北部の「路傍の地蔵」

清 水 邦 彦

寺・宗派とは無関係に路傍に於いて地蔵が祀られることは、日本では日常風景となつてゐる。先行研究では、地蔵と道祖神とが習合したため、路傍に地蔵が祀られるようになつたとされ、私はこの通説に長年疑問を持つていた。路傍に地蔵が祀られるようになつたのは大凡江戸時代以降だが、管見の及んだ中世史料・中世地蔵説話の集大成を目指した『三国因縁地蔵菩薩靈驗記』（一六八四年刊）及び『地蔵菩薩感應伝』（一六八七年刊）・『延命地蔵菩薩經和談鈔』（一六八七年刊）・『地蔵菩薩利益集』（一六九一年刊）・『延命地蔵菩薩經直談鈔』（一六九七年刊）・『地蔵菩薩應驗新記』（一七〇四年刊）には道祖神との習合が説かれていないからである。本発表では現地調査に及んだ東京都板橋区・練馬区・中野区・杉並区の、路傍の地蔵を分析することで、道祖神との習合説の是非を問う。

「路傍」の定義であるが、本発表では、寺の境内・門前及び墓地（門前を含む）・私有地以外とした。特に墓地の定義は難しいが、とりあえず現代日本人が見て墓地と見なすであろう場所は除いた。「地蔵」の定義も難しいが、形態論的に地蔵を見なせるものとし、現地の人々が地蔵と呼んでいても、形態論的に地蔵でないものは除いた。

当該地域の、路傍の地蔵の銘文を見ると、江戸時代に造立されたとされる全八十四体のうち、十八体に「二世安樂」（類似